

議会運営委員会理事会記録

令和4年8月4日（木）

杉並区議会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
会派の異動に伴う協議事項について	3
(1) 会派の異動について	3
(2) 議席について	3
決算特別委員会について	5
(1) 設置及び構成について	6
(2) 審査方法・日程及び質疑持ち時間について	6
(3) 資料請求について	6
定例会の日程について	9

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和4年8月4日(木) 午前9時28分～午前9時51分	
場 所	第3・4委員会室	
出席理事 (8名)	理事 大 泉 やすまさ 理事 島 田 敏 光 理事 富 田 た く 理事 奥 田 雅 子	理事 浅 井 くにお 理事 小 川 宗次郎 理事 太 田 哲 二 理事 藤 本 なおや
欠席理事	(なし)	
理事以外の 出席議員	議 長 脇 坂 たつや	副 議 長 渡 辺 富士雄
出席理事者		
事務局職員	事 務 局 長 渡 辺 幸 一 事 務 局 次 長 代 久保井 悦 代 議 事 係 長 蓑 輪 悦 男	事 務 局 次 長 内 藤 友 行 調 査 担 当 係 長 武 士 清 亮 担 当 書 記 出 口 克 己

(午前 9時28分 開会)

大泉理事 ただいまより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

大泉理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、6月24日の1回分について事前に各理事にお送りしておりますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

大泉理事 それでは、御承認をいただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《会派の異動に伴う協議事項について》

(1) 会派の異動について

大泉理事 次に、会派の異動に伴う協議事項についてです。

まず、会派の異動について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 それでは、資料1を御覧ください。会派別議員氏名一覧です。

6月19日執行の区議補欠選挙の当選議員の所属会派につきましては、6月24日の議運理事会の時点では会派結成届が提出されておりましたが、その後、6月28日付で届出が提出されたことに伴い更新したものです。既にLINE WORKSにて届出内容は周知済みですが、改めて御確認のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明について何かございますか。——それでは、この件については説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

(2) 議席について

大泉理事 続いて、議席について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料2を御覧ください。連携の解散及び区議補欠選挙に伴い、議席の調整が必要となります。先日の議運理事会で議題とした際、3定の初日、新議員は現在の議席の欠員の席に暫定的に御着席いただき、本会議初日の終了間際に議席の変更を諮り、2日目から、これから協議いただく議席に変更することを確認しております。

議席は、申合せにおいて会派の枠組みによる方法で本会議で決定する、また、非交渉会派は残席について協議すると定められております。

資料2の1枚目は現在の議席であり、5番の欠員に新議員、へんみ議員が暫定で着席いただくこととなります。

2枚目以降は案です。2枚目は、平成31年の改選時に近い変更案となっています。3枚目は、2列目の残席を2つまとめた形として、また、最前列は左右のバランスを考慮し、1番の位置を右側に移動した案としています。なお、非交渉会派からは、議席の変更の際は議員の期数を考慮するよう、また、複数の案を提示するよう意見が出されています。この2案を基に御協議いただきたいと存じます。

なお、今後の進め方ですが、3定前までには交渉会派の枠組みを御協議の上お決めいただき、その上で非交渉会派内で残席となった席で御協議いただく予定でございます。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明について何かございますか。——それでは、ただいまの説明を基に協議を開始したいと思いますけれども、今お示しをいただきました案1、案2について、御意見のある会派はございますか。

太田理事 何かこれを見ると、11、12というのと10、11と両方あるんだけれども、通路があるので感覚的に11、12と並んだほうがうちのほうはいいなど。

大泉理事 今、立無さんがここがいろいろ変わってくるというところがあったので、太田理事のほうから御意見をいただきました。

ほかの会派の理事の皆様には、何か御意見ございますか。

島田理事 申合せでは、交渉会派の位置を決めてから、その後非交渉会派に勝手に選んでもらうという状況なんですけれども、案の2枚目の1から6ですが、今6は使っていないんですけれども、打合せのときに見栄えがよくなるかなと思ってこっちにしたらどうかというふうな話をちょっとさせていただいたんですけれども。

あとは、立無さんがどうするかで決めたらいいんじゃないかという感じでしょうか。そんな感じがしています。

大泉理事 今、島田理事からも御意見いただきました。前席、1列目についてはバランス的な見栄えといいますか、そういったことも踏まえて案の2の状態でいかがかということ。ただ、2列目に関しては、一番影響がある立無さんの御意見で言えば、12、13を空席にするというよりは11、12で立無さんが並ぶ形、非交渉会派は、飛びますけれども10番の2列目と13番の2列目といった形でしたら、今回ここで決めさせていただければと思っています。交渉会派の枠組みというものは定まってくるのかなというふうなところでございますけれども、交渉会派の枠組みについてはそういった形で皆さん御意見よろしいですか。

小川理事 確認ですけれども、非交渉会派の人が今7人ですよ。今、案の2で空いた番号に非交渉会派の人が入るという理解でいいんですか。

大泉理事 これが8枠あるかと思imasので、これを非交渉会派の方に提示をし、その中で決めていただくというところになりますね。

小川理事 欠員が1あるのか、分かりました。

島田理事 だから、空いているところのどこに欠員が来るか分からないという状況なんですよね。欠員の場所まで決めて少数会派に提示するか、それとも8枠のうち7枠選んでもらって、勝手に1つ欠員になるか、そういうことじゃないかというふうに思います。

大泉理事 いかがでしょう、1枠どこか欠員が出てしまうので、例えば、この1列目の真ん中の4席、この中にぽつんと欠員が出る可能性もあるということですよね。その辺をどう捉えるか、欠員が出る場合は端っこにしてくれというようなことを添えるのかどうなのか。ただ、空席ということであればそこまで申し添えないということであれば、今言ったとおりの前列が1から6までの両側に1つずつ設けた枠、そして2列目が飛び地になりますけれども2席、こういった形で提示をする。

事務局に伺いたいののが、先程の欠員とするならどっちかの端っこにしてくれみたいなことというのは可能なんですか。

議会事務局次長 今回、欠員の枠を決めていません。今は5番が欠員となっているんですけども、それを含めた8枠の中で7枠を決めていただくほうが、自由度というのは変ですけども、あるのかなというのは事務局の考え方としてはありますけれども、それは非交渉会派の御意見を聞くような形のほうが事務局としてはいいかなとは思っております。

大泉理事 途中で欠員があったとしても、特に問題があるわけではないということによろしいですかね。——はい、分かりました。

そうしましたら、それぞれ皆様の御意見を伺わせていただきましたけれども、交渉会派の枠組みとしましては、資料2の2枚目ということになるんでしょうか、10と13が2列目で空席になっている状態のもの。1列目に関しては、案の3枚目で両側のバランス、1個ずつつけてというようなところ、これをミックスした形で交渉会派としては決めさせていただいて非交渉会派のほうに提案するといった形によろしいければ、ここで決めさせていただきたいと思imasけれども、そういった形によろしいでしょうか。——それでは、この件については、一度こういったことを提案して、3定前に改めて個名の入った状況で議運に諮らせていただくということにさせていただきます。ありがとうございます。

《決算特別委員会について》

(1) 設置及び構成について

大泉理事 次に、決算特別委員会についてです。

まず、設置及び構成について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料はございませんが、第3回定例会におきまして決算の議案が区長から提出された場合、昨年同様、決算特別委員会を設置することとし、構成員は議員全員としてはいかがでしょうか。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、決算特別委員会の設置及び構成については、説明のとおりでよろしいでしょうか。——それでは、そのようにいたします。

(2) 審査方法・日程及び質疑持ち時間について

大泉理事 続いて、その審査方法・日程及び質疑持ち時間について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料3を御覧ください。令和4年決算特別委員会の審査方法について（案）です。

昨年は、保健所負担軽減の観点からコロナ集中審議の枠を設けるなどいたしました。現時点の案は一昨年と同様の例年の内容としております。審査期間は、正副委員長の互選及び各会派の意見開陳に要する2日間を除き、8日間とする。審査区分は、表のとおり4つのブロックに分けて、裏面になりますが、議員1人当たりの各ブロック質疑持ち時間は、第1ブロックを5分、その他の3ブロックを6分として、次の2枚目の日程（案）として作成したものでございます。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、決算特別委員会の審査方法・日程及び質疑持ち時間については、説明のとおりでよろしいでしょうか。——よろしければ、案のと通りの日程で考えていきたいと思えます。

(3) 資料請求について

大泉理事 続いて、資料請求について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料4を御覧ください。昨年の方法と変更はございません。期限、方法など確認のため、御説明いたします。

請求の提出方法は、メールまたは紙による請求とします。同じ案件をメールと紙で重

複して請求しないようお願いいたします。

受付開始は、メール、紙ともに9月2日金曜午後1時からとし、締切りは、メールの場合は9月9日金曜午前9時まで、紙の場合は9月12日月曜午後1時まで、紙提出の最終日は3定の初日でカウンターに傍聴者も来庁するため、積極的にメールの御活用をいただくようお願いいたします。

資料請求書の原稿は、8月26日金曜のメール送信及びLINE WORKSに掲載する方法で配付いたします。また、参考として、修正等があった前回の請求書を同日付で配付をいたします。

ここからは事務局のお願いになりますが、昨年度、コロナ禍ということもあり請求内容の精査をお願いしたところ、その結果、請求件数が減少いたしました。今回も感染状況が厳しい状況は変わらないため、引き続きお願いいたします。

また、請求内容は、疑義が生じないように、明確かつ具体的に請求をお願いするとともに、可能な限り早期の提出をお願いいたします。

スケジュール（案）は裏面のとおりです。

以上の内容を各会派で御共有いただくようお願い申し上げます。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。

富田理事 資料請求について、ずっとこの間思っていたんですけども、議員に届くのが結構特別委員会の直前になってしまう、これは議会のルールでそうなっていると思うんですけども、それをもう少し前倒しできないのかなといつも思っていたんです。前倒しといても、資料請求を私たちが提出するスタートや提出期限も一緒に前倒しすることで、理事者の方、職員の方には期間的な負担はないような形で前倒ししてできないのかなと日頃思っていたんですけども、そういった議論で今までされてきたんでしょうか。

大泉理事 今、富田理事から御発言ありましたけれども、この点について事務局のほうで答えはできそうですか。今までそういった議論があったかどうかというところで、あとは、資料請求の開始を前倒しするということは、当然締切りも前倒ししなきゃいけないということ、それとセットにして配付を前倒しできないかどうかということですね。

議会事務局次長 今、担当のほうとも話をしましたけれども、前倒しというのは可能ではありませんけれども、今までと同じスケジュールで所管は思っていますので、今回からということであれば事前にもう早めに話をしていかないと。一般質問の期間もあつたりとか、いろいろとこの間の作業がありますので、そことの調整をしないといけないので、

今回からというのではなくて、次回の予算委員会の時とかというほうが所管のほうとしての話もできるかなと思いますので、その辺は物理的にはできないということはないですけれども、その間にさっき言いました一般質問等があるということは御承知いただければと思いますけれども。

富田理事 あまり今まで議論には上がってこなかったのかなというところだと思います。僕も今回からすぐにとかではなくて、ちょっと皆さんそういう部分でどう考えられているのかなというところで、問題提起的なイメージで発言をさせていただきました。今後、特別委員会の私たちの準備のことも考えると、少し期間をいただけたらと思いますので、こういう前倒しの資料請求の在り方について、皆さんで少し検討していければなというふうに考えております。今はそういう意見です。

島田理事 日程的に、基本的に午前中に議運をやって、その日の午後1時から受付という状況で、これは議運をやらなくても受付とかいうのはできる状況なんでしょうか。

議会事務局次長 議案が出てこないと議運が開けないというか、議案を前倒しするのであれば全体的に前倒しになりますけれども。

島田理事 要するに、いつも議運を開いて受付が始まるんですけども、その議運をもっと前にするのか。どれだけ早く議案が出てくるかにもよると思うんですけども、例えば、1週間前に議運を開きますよという日程をもっと繰り上げるというか、そういうことが可能なのか。もしくは、議運はそのままにして資料請求を先にできるのか、そういうことがちょっと整理されないとこの話を予特からやるというのもなかなか難しいのかなと思うんですが、どうでしょうか。

大泉理事 今、島田理事から御意見いただきました。1つは議案、あくまでも決算案に対しての資料請求ということであれば、決算の議案が出てこない限り先行しての資料請求というのはちょっといびつなのかなというところがあります。となると、資料請求のスタートを早めるというところでは、議案の提出を早めることができるかどうかというのはちょっとまた確認をしていただくということ。

その上で、配付を早めるということであれば、今度は締切りを早めるということでのいかどうか。この辺についてもいろいろと確認、調査も必要なのかなというところがありますので、いずれにしても、本日のところはそういった課題認識があったということで、引き続き今度1定に向けて協議ができて、それぞれ調べていただいた材料を基に、協議をこの場でまた改めてできればなということで、今日のところは一応その御意見があったということで預らせていただくことでよろしいでしょうかね。

浅井理事 今の資料請求の話ですけれども、私は10年以上前に、もうできたらどんどん出

していた。早く出すから早く返ってくるんだと、そういう意識でいましたけれども、結局は最後に資料請求した資料が手元に来ると。もっと早く返せないのかという話を役所のほうにさせていただいたときの説明は、早く返すことによって、以前、議員さんがその資料内容を審査前に公表するということがあったので、最後まで資料をお返ししない、そういう説明がありました。ですから、役所側とすると、やはり出す側としてはかなりガードが固くなっているのかなというふうに思います。ですから、議員と役所の中の、区との関係で、そういうことはしないということが明確になるのであれば、ルールとして、お役所さんは早めに出してもらったものは早く資料を作りお返しする、それが本当なのかなと私はずっと思っています。

ただ、それ以来私はもう最後に資料請求を出す。コロナになってからは一切出していないですけども、そういう話がありましたので、先ほど富田理事から話がありましたけれども、区側からそういう説明はなかったけれども、もう10年以上前に私はそういう説明をいただいて理解をし、それ以来最後に出すと、そういうことをしていましたよ。以上です。

大泉理事 これまでの経験をまたお伝えいただきましたけれども、それも含めていろいろ課題をクリアしていったことで、それが可能なのかどうかということをもた協議させていただきたいというふうに思いますので、この件については引き続き協議させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、資料請求については、説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

《定例会の日程について》

大泉理事 それでは次に、今度は定例会の日程案について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料5を御覧ください。日程については、区長選において区長の交代のあった12年前を参考にしております。

第3回定例会日程は、9月12日月曜から10月19日水曜まで、会期は38日間。9月12日月曜、初日は午後1時開会、区長の所信表明。翌13日火曜から代表質問及び一般質問を予定。9月20日火曜、中日は、本会議終了後、決算特別委員会の正副委員長互選。9月21日水曜から10月4日火曜まで、常任委員会並びに特別委員会を1日1委員会として開催。10月5日水曜から決算特別委員会。10月18日火曜、議場において決算特別委員会の意見開陳。10月19日水曜午後1時から本会議において、議案上程、議決。以上の日程を提案させていただきます。

なお、日程（案）につきましては、本日の議運で承認された後、ホームページ等で周知する予定です。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、定例会の日程（案）については、この後開催の議会運営委員会に諮ることといたします。なお、今後新型コロナウイルス感染症の拡大によって日程等の見直しが必要となることも想定されますので、その際は改めて御相談させていただきますので、御協力をお願いいたします。

本日の日程は以上となりますが、ほかに何かございますか。——なければ、本日の議会運営委員会理事会を閉会いたします。

（午前 9時51分 閉会）